

### 第11 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する施策

#### 1 基本的な考え方

感染症対策は、科学的知見に基づいて推進されるべきものであり、感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究は、感染症対策の基本となることから、県は、衛生研究所や保健所における調査研究体制の整備、人材の育成、関係機関との連携の確保等の取組を積極的に推進する必要がある。

#### 2 情報の収集、調査及び研究の推進

##### (1) 地方公共団体

県における情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所並びに感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である衛生研究所が関係部局と連携を図りつつ計画的に取り組む。

保健所は、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たすことができるよう、衛生研究所との連携の下、感染症対策に必要な情報の収集、疫学的な調査及び研究を進める。

衛生研究所は、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立感染症研究所や他県等の地方衛生研究所、検疫所、関係部局及び保健所等との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等の情報等の収集、分析及び公表の業務を行う。

県は、保健所及び衛生研究所との連携により、情報の収集、調査及び研究の成果等について、関係法令を踏まえつつ、平時から関係機関及び県民に対して積極的に提供するよう努めるとともに、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する観点から、国又は他県等に対する発生届及び積極的疫学調査に関する情報の報告等を電磁的方法により行うとともに、国が調査・分析した感染症に関する情報を収集する。

また、県内において抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性菌のまん延などの状況を把握するため、関係機関から提出された検体等の詳細な解析を実施し、国や医療機関等へ情報提供を行うとともに、抗菌薬の適正使用等に関する啓発に取り組む。

##### (2) 感染症指定医療機関

感染症法第44条の3の6及び第50条の7の規定に基づき感染症指定医療機関の医師は、入院している新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が退院又は死亡した場合は、電磁的方法により報告するものとする。

また、新興感染症の発生及びまん延時において、第一種、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関は、入院患者等への対応に伴う知見の収集及び分析を行うとともに、国を中心とした感染症に関する医薬品等の治験及び研究

開発のネットワークに参加し、新興再興感染症データバンク事業（REBIND）<sup>16</sup>に協力するものとする。

### **3 関係各機関及び関係団体との連携**

県は、感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に当たっては、連携協議会等を活用し、関係各機関及び関係団体との意見交換や必要な調整等を通じて連携を強化する。

また、県及び宇都宮市は、病原体等の調査及び研究、検査等に使用される特定病原体<sup>17</sup>について、国と連携を図り、保有する施設等に対し適正な管理と安全な取扱いについて情報提供する。

## **第12 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策**

### **1 基本的な考え方**

感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力を十分に有することは、感染の拡大防止の観点から極めて重要であり、県及び宇都宮市は、衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等の充実及び検査の精度管理に努め、衛生研究所は、感染症指定医療機関、一般の医療機関、民間の検査機関等における検査等に対し技術的支援を実施することが重要である。

また、県は、新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、流行初期の段階から検査が円滑に実施できるよう、連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うとともに、民間の検査機関等との連携を図る。

### **2 病原体等の検査の推進（検査措置協定等）**

県は、広域又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、連携協議会等を活用し、衛生研究所や保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、それぞれの連携を図るとともに、必要な対応について宇都宮市とも連携しながら効率的な検査実施体制を構築する。

また、県及び宇都宮市は、衛生研究所が病原体等に関する検査を迅速かつ適確に実施することができるよう、計画的な人員の確保や配置に加え、検査機器等の設備整備等を通じて、平時からの体制整備に努めるとともに、新興感染症のまん延に備え、平時から医療機関及び民間検査機関等と検査措置協定を締結することにより、速やかに検査を実施する体制を確保する。

---

16 新興・再興感染症に対して、感染症の重症化因子の解明や、診断や治療方針の改善、医薬品開発等に資する分析を行うことを目的に、臨床情報や血液などの検体を全国の医療機関から収集し、ヒトゲノム情報・病原体ゲノム情報や病原体の解析を行った結果とともに一元的に保管・管理し、研究機関等に提供する国の事業。

17 感染症法においては、生物テロに使用されるおそれのある病原体等であって、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等の管理の強化のため、一種病原体等から四種病原体等まで分類し、その所持、輸入、譲り渡し、譲り受けが禁止又は制限されている。

衛生研究所は、新興感染症の流行初期において検査を担うことを想定し、平時からの体制整備や人材育成等の取組を盛り込んだ「健康危機対処計画」を策定し、計画的な研修や実践的な訓練の実施、検査試薬等の物品の確保等を通じて、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、感染症指定医療機関や一般の医療機関、民間の検査機関等の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導に努める。

なお、県は、新興感染症の発生及びまん延時に病原体等の検査を実施するに当たっては、検査措置協定の締結により確保した体制等により、以下のとおり対応する。

① 流行初期

衛生研究所を中心に対応し、流行初期における検査措置協定を締結した医療機関及び民間検査機関等においても一定程度対応

② 流行初期以降

検査措置協定を締結した医療機関及び民間検査機関等を中心に対応し、衛生研究所は、感染症の集団発生事例に係る検査や変異株のゲノム解析等を実施する体制に移行

■ 検査の実施能力（検査措置協定含む）及び衛生研究所における検査機器数

項目	内容	目標値	
		流行初期	流行初期以降
検査実施能力 <sup>18</sup>		540件／日	8,760件／日
	衛生研究所	448件／日	448件／日
	医療機関、民間検査機関等	92件／日	8,312件／日
検査機器数 <sup>19</sup>	衛生研究所	6台	

**3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築**

県は、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表できるようにする。

**4 関係各機関及び関係団体との連携**

県は、病原体等の情報の収集に当たっては、各医療機関、医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら実施する。

また、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関等との連携を図って実施するよう努める。

18 流行初期における検査実施能力の目標値については、感染症法第16条第2項に規定する新興感染症に係る発生等の公表後1か月以内に核酸検出検査を実施できる能力とする。

19 核酸検出検査を実施できるPCR検査機器等の保有（台）数のこと。

# 第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する施策

## 1 基本的な考え方

感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応するためには、医療現場で患者の治療に当たる医療専門職のほか、高齢者施設等で適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家や行政機関における感染症対策の施策立案を担う人材等、多様な人材が必要となる。

県は、必要な人材を確保するため、大学等専門機関の人材等を活用するほか、国が実施する研修等に職員を派遣するなど、人材の養成及び資質の向上を図るとともに、感染症対策に関わる関係者が幅広い知識や研究成果等を共有し、感染症の発生及びまん延時に連携して対応できるよう、ネットワークの構築等に努める。

## 2 感染症に関する人材の養成及び資質の向上

### (1) 県、保健所、衛生研究所等における人材の養成及び資質の向上

県は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETP-J）<sup>20</sup>に保健所及び衛生研究所等の職員を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会等を開催するなど、保健所等の職員に対する研修の充実を図る。

また、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所や衛生研究所等に配置するなど、人材の活用を図る。

さらに、IHEAT<sup>21</sup>要員が、保健所等において支援する業務の実施方法や手順を理解し、実践することができるよう、年1回以上の研修を行うとともに、国が実施する高度な研修等の受講を促すなど、IHEAT要員による支援体制を確保する。

なお、県は、保健所設置市である宇都宮市におけるIHEAT要員による支援体制の確保に向けて、必要な支援を行う。

保健所は、新興感染症の発生時に、速やかにIHEAT要員の支援を受けることができるよう、平時からIHEAT要員の受入体制を整備するなど、IHEAT要員の活用を想定した準備を行う。

県及び保健所は、新興感染症の発生時の有事体制に構成される人員を対象に、全員が年1回以上受講できるよう、保健所における実践型訓練を含めた感染症対応研修・訓練を実施する。

### ■ 保健所職員等の研修・訓練回数

項目	内容	目標値
		研修や訓練の実施回数
人材養成・資質の向上	保健所職員等	年1回以上

20 Field Epidemiology Training Program Japanの略。感染症の流行・集団発生時に迅速かつ適確にその実態把握及び原因究明に対応できる実地疫学者を養成する国立感染症研究所での2年間の実務研修コース。

21 Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略。感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

## (2) 医療機関等における人材の養成及び資質の向上

医療機関等は、平時から新興感染症の発生を想定した必要な研修・訓練を実施すること又は国等が実施する研修・訓練に医療従事者等を参加させること等により、体制強化を図ることとする。

特に、医療措置協定に基づき人材派遣を行う医療機関は、新興感染症の発生及びまん延時に感染症医療担当従事者等を他の医療機関や高齢者施設等に派遣できるよう、平時からの訓練・研修等を通じて対応能力を高めるとともに、派遣人材の確保を図ることとする。

併せて、医師会等の医療関係団体は、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うこととする。

また、県は、新興感染症の発生及びまん延時に関係者が相互に連携し必要な対策を講じることができるよう、医師会等の医療関係団体と連携し、行政関係者や医師等の医療従事者を含む、感染症対策に関わる多様な人材を対象とした研修等を実施するなど、感染症に関する人材の養成及び資質の向上に向けた取組を行う。

### ■ 医療機関の研修・訓練回数

項目	内容	目標値
		研修や訓練の実施又は参加数（年1回以上）
人材養成・資質の向上	医療機関	医療人材派遣協定締結医療機関の10割

## (3) 高齢者施設等における人材の養成及び資質の向上

感染症の発生及びまん延時に、高齢者施設等において適切な感染拡大防止対策を行うことができるよう、県は、医師会等の医療関係団体と連携の上、高齢者施設等に対し、感染対策等に関する研修・訓練等を実施するなど、感染症等に関する知識や対応方法等を周知徹底する。

また、高齢者施設等の開設者及び管理者においては、県が実施する研修等に職員を参加させることなどにより、感染管理の知識を備えた人材を養成するよう努めるとともに、感染症の予防及びまん延防止に係る委員会の開催や指針の作成、従業者に対する研修及び訓練を実施することとする。

## 3 関係各機関及び関係団体との連携

県は、感染症指定医療機関をはじめとする関係機関、医師会等の医療関係団体、高齢者施設等関係団体等が行う研修の運営を積極的に支援し、また、職員を積極的に参加させ、人材の養成と活用に努める。

# 第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する施策

## 1 基本的な考え方

保健所は、地域の感染症対策の中核的機関として、地域における健康づくりなどの地域住民に必要な地域保健対策についても継続することが重要であり、感染状況により迅速に体制を切り替えることができるよう、新興感染症の発生及びまん延等に備え策定した業務継続計画に基づき適切に対応する必要がある。

そのため、県は、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて、平時から、健康危機発生時に備えた保健所の計画的な体制整備や、新興感染症のまん延時においても迅速に対応できるよう、業務の一元化や外部委託、ICTの活用も視野に入れた早期の体制整備を図る必要がある。

また、県は、連携協議会等を活用し、関係各機関及び関係団体と連携するとともに、県及び市町の保健衛生部門等における役割分担の明確化を図る。

## 2 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

県は、連携協議会等を活用し、市町との役割分担や連携内容について、平時から調整するとともに、感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定の上、感染状況に応じ、迅速に対応できる体制の構築を目指す。

特に、健康危機発生時において、保健所における感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務が十分に実施されるよう、計画的な人員の確保や配置、必要な設備整備等を通じて、平時からの体制整備に努めるとともに、IHEAT要員や市町からの応援体制を含めた人員体制、受入体制を構築する。

また、地域における健康危機管理体制を確保するため、保健所において保健所長を補佐する総合的なマネジメントを担う統括保健師等の配置を検討する。

なお、県は、新興感染症のまん延時においても迅速に対応できるよう、新興感染症の発生時において、業務の一元化や外部委託、ICTの活用などによる効率的な業務体制を早期に構築する。

保健所は、感染症の拡大時においても、健康づくり等地域保健対策の拠点として機能が発揮できるよう、平時からの体制整備や人材育成等の取組を盛り込んだ「健康危機対処計画」を策定し、健康危機に備えた準備を計画的に進める。

### ■ 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数

項目	内容	目標値
保健所の体制整備	流行開始1か月間に想定される業務量に対応する1日当たりの人員確保数	410人/日
	IHEAT要員の確保数	150人

### **3 関係各機関及び関係団体との連携**

県は、連携協議会等を活用し、市町、消防機関などの関係機関及び医師会等の医療関係団体等と保健所業務に係る内容について連携を図る。

また、感染症の発生及びまん延時における保健所及び衛生研究所との連携体制を確保するため、平時から役割分担を確認するとともに、保健所においては、管内の市町と協議するなど、感染症発生時の地域における協力体制について確認する。